

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清輝会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(役員等の報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額とする。

(出張旅費等)

第4条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表2に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が祝日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これらの前日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、月末締め翌月21日払いとする。ただし、その日が祝日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これらの前日とする。

(適用除外)

第6条 法人及び施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年8月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から改正（第2条）実施する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改正（第2条2項変更、第4条（日割計算）削除）実施する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から改正（役員を役員等（理事、監事、評議員）に変更）施行する。
- 5 この規程は、令和1年7月1日から改正（法改正に合わせた全面的な改正）施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

	月 額
常勤役員等	500,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1)理 事

	日 額
理事会等への出席及び法人・施設業務のための出勤	15,000円

(2)監 事

	日 額
監事監査等への出席及び法人・施設業務のための出勤	15,000円

(3)評議員

	日 額
評議員会等への出席及び法人・施設業務のための出勤	15,000円